

第五回地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会議事録

対応の()内は回答者

会議の名称：第五回地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会

開催の日時：平成19年11月15日 午前10時～12時

開催の場所：鳥取県庁 特別会議室

出席者氏名：別紙出席者名簿のとおり

会議の概要：以下のとおり

1. 「評価の基本方針」について

委員	主な意見	対応
中村委員	「PDCA(plan-do-check-act)サイクルのチェック機能を担うもの」とあるが「 推進機能を担うもの 」としてはどうか？「PDCA」の「C=check」と紛らわしい。また、評価委員会はPDCAサイクルのチェックをするのでなく、PDCAサイクルを推進するもの。	事務局においてわかりやすい表現に修正のこと(千葉委員長)
	「法人の業務実施体制の高度化を図る」とあるが、「 活性化を図る 」としてはどうか？「高度化」という言葉は、スリム化 リストラを連想させる。	
辻委員	PDCAサイクルを回すのは法人、評価委員会はきちんと回っているかチェックするものだ認識	

2. 達成状況の5段階評価について

委員	主な意見	対応
中村委員	自己評価と評価委員の評価において、達成状況を記述する文言が統一されていることに賛成する。県民から見て判りやすい。文科省(国立大学法人の評価)の場合はそれらが微妙に違い、逃げ道となっている。	
谷口委員	文言が抽象的。達成状況を評価しやすいよう、具体的な事例を挙げて欲しい。(例：「5.特筆すべき～」「4.優れた～」の違いが不明確)	イメージしやすいよう、具体的な事例を考える。(事務局)
辻委員	どのような活動をしたときに4なのか、5なのか？ 産業技術センターが自己評価をするにあたって、その判断基準を作ってもらいと、評価しやすくなる	

3. 産業技術センターの自己評価について

委員	主な意見	対応
中村委員	『「特筆すべき優れた実績を上げた取組」は特記事項として自己評価項目ごとに記載する』旨の記述があるが、小分類毎に記載するのは細かすぎる。中分類・大分類毎の記載か、もしくは別途特記事項を記載する欄を設けてはどうか。	後で全体を議論するときに、各委員の評価の判断基準の参考とすることができるので、評価項目(=小分類)ごとに記述するほうがよいのではないか (千葉委員長)
谷口委員	物価変動等、外的要素で変動する成果をどの様に評価するのか。例えば企業では原油市場の高騰で、実質では昨年より努力しているのに経費が増えた、ということがある。	背景を説明した上での自己評価をすべき。(千葉委員長) 外的要因については、物価変動などである程度判断できると思う。(中山課長)
千葉委員長	いろいろな要因を検証し、説明を受けた時に疑問が生じたときはどうするか	自己評価の裏付けとなる資料も提出してほしい(中村委員) 県議会の決算審査等でもやってきたことであるので対応可能(岡村次長)
中村委員	産業技術センターの自己評価は、項目別評価だけで全体評価はしないのか	各項目別の自己評価を踏まえて、全体の報告をすることとなる。法人としての評価となるので最終的には理事長が行うこととなる。(徳村部長)

4. 評価委員会の評価について

委員	主な意見	対応
千葉委員長	評価委員が自己評価に疑問がある場合はどうすれば良いか。	自己評価の裏付けとなる資料も提出してほしい(中村委員) 県議会の決算審査等でもやってきたことであるので対応可能(岡村次長)
中村委員	国立大学法人の場合は評価委員が現場に意見聴取に来る。	効率的な方法の案を事務局で考えてください。(千葉委員長)

5. 項目別評価について

委員	主な意見	対応
千葉委員長	評価はどのように行うべきか。委員間で意見が異なる場合はどのように最終判断すべきか	最終的には全会一致で判断してもらうことが望ましい(事務局) 事前に各委員が項目を評価したものを平均化～評価が異なる委員の意見を聞く～話し合って合意、というプロセスが良い。(千葉委員長)
谷口委員	数値目標のある項目についてどのように評価すべきか。目標数値がどの程度の難易度なのか。目標を達成して当然という程度なのか。	現在の目標数値はかなり高く設定している。(中村委員) 法人化したのだから、ある程度高い目標設定をすべき。(谷口委員) 目標の達成の難易度についても提示すること、客観性が担保される情報を提示すること(千葉委員長)
辻委員	重要な項目と重要でない項目とあると思うが、ウェイト付けをしないとイケないのではないか。	事務局において案を作成

	大項目についてのウェイト付けはいら ないと思うが、案1レベルであれば必要 になるのではないか	
中村委員	自己評価及び評価委員の項目別評価は 案1で行い、それを参考に全体評価（総 評+3つの視点）を行うこととしてはど うだろうか	了解（全委員）
	資料2の項目の番号の振り方は統一して 欲しい。（例：I 1（1））	事務局で対応

6．全体評価について

委 員	主な意見	対 応
千葉委員長	全体評価はどのようなプロセスで行う べきか。各委員が文章を書き委員長がそ れをまとめるか、もしくはその逆に委員 長が案を出し各委員が修正するのか、い ろいろ方法が考えられるが、事務局から 案を出すこととしたい。	各員が簡単なコメントを提出し、委員長 が全体を膨らませる。それに対し、各員 が議論、という手順で実施
中村委員	全体評価は県民の目に最も触れるとこ ろ。ボリュームを抑えて読み易いよう に。鳥取大学の場合は4ページ程	
千葉委員長 副井委員	「利用者の意見を踏まえ」とあるが、評 価委員はどうやって利用者の意見を踏 まえたことを担保するのか。	企業からのアンケート、聞き取り等の 方法を考える（事務局） 産業技術センターが行うアンケート も参考にすることができる。企業から生 の声をヒアリングする方法も考えられ る（岡村次長） 事務局で検討のこと（千葉委員長）
中村委員	全体評価にあたり5段階 10段階評価 にする際に単純に2倍にするのではなく、 2倍マイナス1とし、特筆すべき事項が ある場合は1段階上下させることにすべ き。単純な2倍方式だと、5段階で3（平 均）だったものが、10段階で6（平均以 上）になってしまう。同様に5だったも のは10になってしまう、自動的に最高 評価になってしまうため。	10段階にする方法については別途検討 する（千葉委員長）

7．評価の進め方について

委 員	主な意見	対 応
千葉委員長	評価に係る委員会の開催は今後3回に 抑える。遠方から出席する委員もいるの で、事前準備はしっかりやって開催回数 を減らす。次回開催は3月。	

8. 決定事項、確認事項等

(1) 決定事項

評価のプロセスについて

- ・法人の業績評価の手順については、**法人の自己評価作成(法人)**、**各委員の評価案作成(委員)**、**各委員の評価案のとりまとめ(事務局)**、**評価原案作成**、**委員会における委員間の評価差調整**、**法人評価の不明点の確認**、**最終評価案の作成**、の順に実施。
- ・評価原案(全体評価)については、各委員から提出されたコメントをもとに、委員長が作成する。
- ・最終評価案に対して、**法人から意見聴取後**、**評価を決定することとする**。
- ・各委員が事前に評価作成をすること、事務局において各委員の評価をとりまとめること等の事前準備を行うことにより、委員会では、委員間の評価差の調整、法人評価の不明点の確認等に論点を絞ることにより、効率的な委員会運営を行い、3回程度の開催により評価を行う。

評価の対象項目について

- ・項目別評価は、**資料2に示す案1のレベルにおいて**、**法人の自己評価**、**委員の評価を行うものとする**。
- ・全体評価については、**項目別評価の内容を踏まえながら**、**総評+3つの視点**(中小企業への技術支援、法人の業務運営及び財務状況、中期目標・中期計画の達成に向けた課題等)について記述する。

(2) 事務局対応案件

「評価の基本方針」について、わかりやすい表現に変更すること

5段階評価のそれぞれの評価レベルについて、評価レベルをイメージしやすいように具体的な事例を考えること

法人の自己評価について、客観性を担保するために評価の裏付けとなる資料についても提出すること

物価変動など、外的要素で変動する成果を評価するために、その判断材料を準備すること

各評価項目について、重要な項目と重要でない項目のウェイト付けをすること

各目標について、目標達成の難易度がわかる資料を提出のこと

「利用者の意見」について、その反映方法について整理のこと

第五回地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会 出席者名簿

【委員】

区分	氏名	所属名	役職名
委員長	千葉 雄二	財団法人とっとり政策総合研究センター	調査研究ディレクター
委員	谷口 義晴	日本セラミック株式会社	代表取締役社長
委員	中村 宗和	国立大学法人鳥取大学	名誉教授
委員	副井 裕	国立大学法人鳥取大学	学長補佐
委員	辻 智子	株式会社ファンケル	執行役員総合研究所長

【地方独立行政法人】

氏名	役職名
徳村 純一郎	地方独立行政法人鳥取県産業技術センター企画管理部長
門脇 互	地方独立行政法人鳥取県産業技術センター企画管理部企画担当参事

【事務局（鳥取県）】

氏名	役職名
岡村 整諮	商工労働部次長
中山 孝一	商工労働部産業開発課長
寺杣 祐以	商工労働部産業開発課産学金官連携室主事

第五回地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会意見への対応（案）

1. 「評価の基本方針」について

委員	主な意見	対応
中村委員	「P D C A (plan-do-check-act)サイクルのチェック機能を担うもの」とあるが「推進機能を担うもの」としてはどうか？「P D C A」の「C=check」と紛らわしい。また、評価委員会はP D C Aサイクルのチェックをするのでなく、P D C Aサイクルを推進するもの。	「地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの各事業年度の業務実績評価（年度評価）方針及び方法」のとおり
	「法人の業務実施体制の高度化を図る」とあるが、「活性化を図る」としてはどうか？「高度化」という言葉は、スリム化 リストラを連想させる。	

2. 達成状況の5段階評価について

委員	主な意見	対応
谷口委員	文言が抽象的。達成状況を評価しやすいよう、具体的な事例を挙げて欲しい。（例：「5.特筆すべき～」「4.優れた～」の違いが不明確）	「業務実績評価における評価基準について（案）」のとおり
辻委員	どのような活動をしたときに4なのか、5なのか？ 産業技術センターが自己評価をするにあたって、その判断基準を作ってもらいと、評価しやすくなる	

3. 産業技術センターの自己評価について

委員	主な意見	対応
中村委員	『「特筆すべき優れた実績を上げた取組」は特記事項として自己評価項目ごとに記載する』旨の記述があるが、小分類毎に記載するのは細かすぎる。中分類・大分類毎の記載か、もしくは別途特記事項を記載する欄を設けてはどうか。	後で全体を議論するときに、各委員の評価の判断基準の参考とすることができるので、評価項目（=小分類）ごとに記述するほうがよいのではないか (千葉委員長)
		項目別評価については、産業技術センターの業務の中核となる「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」については中項目単位で記載し、他の項目については大項目単位で記載するものとする。
谷口委員	物価変動等、外的要素で変動する成果をどの様に評価するのか。例えば企業では原油市場の高騰で、実質では昨年より努力しているのに経費が増えた、ということがある。	背景を説明した上での自己評価をすべき。(千葉委員長) 外的要因については、物価変動などである程度判断できると思う。(中山課長) 評価時対応

5. 項目別評価について

委員	主な意見	対応
谷口委員	数値目標のある項目についてどのように評価するべきか。目標数値がどの程度の難易度なのか。目標を達成して当然という程度なのか。	「平成19年度計画 数値目標に対する実績」のとおり
千葉委員長	目標の達成の難易度についても提示すること、客観性が担保される情報を提示すること	
辻委員	重要な項目と重要でない項目とあると思うが、ウェイト付けをしないとイケないのではないか。 大項目についてのウェイト付けはいらぬと思うが、案1レベルであれば必要になるのではないか	「地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業績評価に係る項目別評価のウェイト」の通り

6. 全体評価について

委員	主な意見	対応
千葉委員長 副井委員	「利用者の意見を踏まえ」とあるが、評価委員はどうやって利用者の意見を踏まえたことを担保するのか。	「地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業績評価に対する利用者の意見の反映方法」の通り
中村委員	全体評価にあたり5段階 10段階評価にする際に単純に2倍にするのではなく、2倍マイナス1とし、特筆すべき事項がある場合は1段階上下させることにすべき。単純な2倍方式だと、5段階で3(平均)だったものが、10段階で6(平均以上)になってしまう。同様に5だったものは10になってしまい、自動的に最高評価になってしまうため。	役員報酬について、評点6が標準報酬となっているため、原案のとおりとしたい

事務局対応案件

「評価の基本方針」について、わかりやすい表現に変更すること

本書のとおり

5段階評価のそれぞれの評価レベルについて、評価レベルをイメージしやすいように具体的な事例を考えること

本書のとおり

法人の自己評価について、客観性を担保するために評価の裏付けとなる資料についても提出すること

評価時に対応

物価変動など、外的要素で変動する成果を評価するために、その判断材料を準備すること

評価時に対応

各評価項目について、重要な項目と重要でない項目のウェイト付けをすること

本書のとおり

各目標について、目標達成の難易度がわかる資料を提出のこと

本書のとおり

「利用者の意見」について、その反映方法について整理のこと

本書のとおり

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの各事業年度の
業務実績評価（年度評価）方針及び方法

平成 20 年 月 日
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会 決定

1. 評価の基本方針

法人の評価は、単に業務実績を検証・評価するにとどまらず、事業計画の立案、事業の実施、業務遂行上改善すべき事項の洗い出し、改善のための方策の検証・評価、改善の実施状況の検証・評価、利用者の意見の反映など、法人の業務実施体制の持続的改善を可能とする P D C A（plan-do-check-act）サイクルの**推進機能**を担うものとし、法人の業務実施体制の**活性化**を図ることにより県内産業へ貢献するものとする。

評価の視点

年度計画に計画された数値目標だけでなく、業務実施に伴う波及効果を考慮した結果重視の評価の実施するものとする。

業務実施に対する問題点の改善方策等を加味した評価を行うことにより法人運営の持続的改善を可能とする。

評価の取り扱い

- ・評価結果、評価のプロセス等については、鳥取県情報公開条例（平成 12 年条例第 2 号）に基づき公開するものとする。

2. 評価の方法

年度評価は、法人が提出する業務実績報告書等に基づき、「項目別評価¹」と「全体評価²」により実施する。業務実績報告書の様式は別に指定する。

(1) 自己評価

法人は、業務実績報告書等を作成するにあたり、年度計画に記載されている項目ごと（別紙 1. 「項目別評価における評価単位」に示す項目別評価単位）に業務実績を検証し、達成状況を次の 5 段階で評価する。（5 段階の判断基準は別紙 2 によるものとする）

- 5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
- 4 計画を上回る業務が進捗している
- 3 概ね計画どおりに業務が進捗している
- 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

なお、特記事項があれば、次の事項を参考に評価する。

特筆すべき優れた実績を上げた取組

当初予定と実施状況の乖離に関する特段の事情

特記事項の記載に当たっては、産業技術センターの業務の中核となる「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」については中項目単位で記載し、他の項目については大項目単位で記載するものとする。（別紙 1. 「項目別評価における評価単位」に示す特記事項記載単位を参照）

(2) 評価委員評価

項目別評価

業務実績の検証

法人から提出された業務実績報告書、法人からのヒアリングを基に検証を行う。

検証にあたっては、年度計画に記載されている各項目の進捗状況及び成果等について、法人の自己評価及び計画設定の妥当性を含め総合的に行う。

¹ 中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を年度計画の項目ごとに、5 段階で実施する評価

² 項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進行状況全体について、5 段階で実施する評価

業務実績の評価

中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を年度計画の項目ごとに、次の 5 段階で評価する。なお、特筆すべき点があればコメントを付す。

- 5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
- 4 計画を上回る業務が進捗している
- 3 概ね計画どおりに業務が進捗している
- 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

なお、各項目の評価において、業務の進捗を阻害する要素があったために当初の計画通り業務が進捗しなかった場合において、翌年度以降における改善策が提示され、かつ、その改善策が実行可能と判断される場合は、当該対応策を考慮した評価とする。

研究活動に関する評価は、研究テーマの選定方法、成果の活用、研究評価の手続きなどが適正に行われているか等についての視点で行う。個別研究内容の評価は法人が独自に行う研究評価（内部評価・外部評価）によることとする。

項目別評価においては、その評点について、別紙 3「地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務実績評価に係る項目別評価のウェイト」に示す重み付けをすることにより、業務内容、業務量等に応じた評価を実施するものとする。

全体評価

項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進行状況全体について、次の 5 段階で評価する。また評価の視点について記述するものとする。

- 5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
- 4 計画を上回る業務が進捗している
- 3 概ね計画どおりに業務が進捗している
- 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

なお、最終的な評価については、総評に加え、「中小企業への技術支援」、「法人の業務運営及び財務状況」、「中期目標・中期計画の達成に向けた課題等」の 3 つの観点で記述するものとする。

利用者の意見の反映については、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務活動を通じて得られたアンケート等の既存の情報を参考に行うこととする。評価委員会からの要請があれば、別途アンケートの実施、ヒアリング等の措置を講ずるものとする。

また、全体評価については、翌年度以降の理事長・理事報酬に反映されるとともに、後年度の運営費交付金にインセンティブとして反映できることとなっているため、10 段階での評価へと置き換える必要がある。このため、委員会の総意としての 5 段階評価に 2 を乗じたものに、特筆すべき事項が認められた場合に評価を 1 段階上下させることができるものとする。

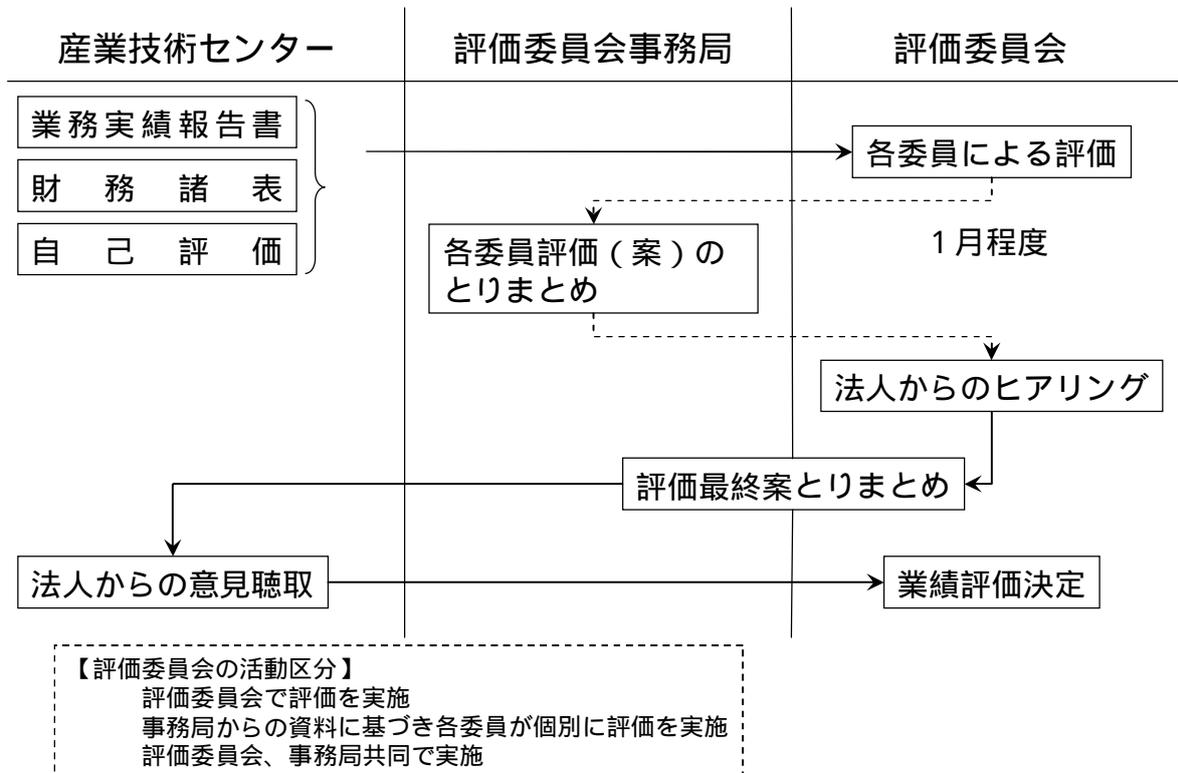
3 評価の進め方

全体計画

事 項	時 期	
年度終了	3月末	年度事業の終了（法人）
評価準備	4月～6月	業務実績報告書、財務諸表等作成（法人）
実績報告	6月末	業務実績報告書、財務諸表等提出（法人）
評 価	7月～8月	業務実績、財務諸表検証（法人とのヒアリング） 評価結果（案）の作成（法人による事実確認） 評価結果の決定（委員会）
報告・公表	9月	評価結果の知事への報告及び法人への通知 財務諸表への意見表明、財務諸表承認 議会報告（評価結果報告）及び公表

評価のプロセス

- ・法人の業績評価の手順については、法人の自己評価作成（法人）、各委員の評価案作成（各委員）、各委員の評価案のとりまとめ（事務局）、評価原案作成、委員会における委員間の評価差調整、法人評価の不明点の確認、最終評価案の作成、の順に実施。
- ・評価原案（全体評価）については、各委員から提出されたコメントをもとに、委員長が作成する。
- ・最終評価案に対して、法人から意見聴取後、評価を決定することとする。



新
地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの各事業年度の
業務実績評価（年度評価）方針及び方法

平成 20 年 月 日
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会 決定

1. 評価の基本方針

法人の評価は、単に業務実績を検証・評価するにとどまらず、事業計画の立案、事業の実施、業務遂行上改善すべき事項の洗い出し、改善のための方策の検証・評価、改善の実施状況の検証・評価、利用者の意見の反映など、法人の業務実施体制の持続的改善を可能とする P D C A（plan-do-check-act）サイクルの推進機能を担うものとし、法人の業務実施体制の活性化を図ることにより県内産業へ貢献するものとする。

評価の視点

年度計画に計画された数値目標だけでなく、業務実施に伴う波及効果を考慮した結果重視の評価の実施するものとする。
業務実施に対する問題点の改善方策等を加味した評価を行うことにより法人運営の持続的改善を可能とする。

評価の取り扱い

・評価結果、評価のプロセス等については、鳥取県情報公開条例（平成 12 年条例第 2 号）に基づき公開するものとする。

2. 評価の方法

年度評価は、法人が提出する業務実績報告書等に基づき、「項目別評価¹」と「全体評価²」により実施する。業務実績報告書の様式は別に指定する。

(1) 自己評価

法人は、業務実績報告書等を作成するにあたり、年度計画に記載されている項目ごと（別紙 1.「項目別評価における評価単位」に示す項目別評価単位）に業務実績を検証し、達成状況を次の 5 段階で評価する。（5 段階の判断基準は別紙 2 によるものとする）

- 5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
- 4 計画を上回る業務が進捗している
- 3 概ね計画どおりに業務が進捗している
- 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

なお、特記事項があれば、次の事項を参考に評価する。

特筆すべき優れた実績を上げた取組

当初予定と実施状況の乖離に関する特段の事情

特記事項の記載に当たっては、産業技術センターの業務の中核となる「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」については中項目単位で記載し、他の項目については大項目単位で記載するものとする。（別紙 1.「項目別評価における評価単位」に示す特記事項記載単位を参照）

(2) 評価委員評価

項目別評価

業務実績の検証

法人から提出された業務実績報告書、法人からのヒアリングを基に検証を行う。

検証にあたっては、年度計画に記載されている各項目の進捗状況及び成果等について、法人の自己評価及び計画設定の妥当性を含め総合的に行う。

¹ 中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を年度計画の項目ごとに、5 段階で実施する評価

² 項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進行状況全体について、5 段階で実施する評価

旧
地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの各事業年度の
業務実績評価（年度評価）方針及び方法

平成 20 年 月 日
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会 決定

1. 評価の基本方針

法人の評価は、単に業務実績を検証・評価するにとどまらず、事業計画の立案、事業の実施、業務遂行上改善すべき事項の洗い出し、改善のための方策の検証・評価、改善の実施状況の検証・評価、利用者の意見の反映など、法人の業務実施体制の持続的改善を可能とする P D C A（plan-do-check-act）サイクルのチェック機能を担うものとし、法人の業務実施体制の高度化を図ることにより県内産業へ貢献するものとする。

評価の視点

年度計画に計画された数値目標だけでなく、業務実施に伴う波及効果を考慮した結果重視の評価の実施するものとする。
業務実施に対する問題点の改善方策等を加味した評価を行うことにより法人運営の持続的改善を可能とする。

評価の取り扱い

・評価結果、評価のプロセス等については、鳥取県情報公開条例（平成 12 年条例第 2 号）に基づき公開するものとする。

2. 評価の方法

年度評価は、法人が提出する業務実績報告書等に基づき、「項目別評価³」と「全体評価⁴」により実施する。業務実績報告書の様式は別に指定する。

(1) 自己評価

法人は、業務実績報告書等を作成するにあたり、年度計画に記載されている項目ごとに業務実績を検証し、達成状況を次の 5 段階で評価する。

- 5 特筆すべき業務の進捗状況にある
- 4 優れた業務の進捗状況にある
- 3 概ね順調な進捗状況にある
- 2 進捗状況に遅れが見られる
- 1 進捗状況に大幅な遅れが見られ業務の改善が必要である

なお、特記事項があれば、次の事項を参考に自己評価項目ごとに記載する。

特筆すべき優れた実績を上げた取組

当初予定と実施状況の乖離に関する特段の事情

(2) 評価委員評価

項目別評価

業務実績の検証

法人から提出された業務実績報告書、法人からのヒアリングを基に検証を行う。

検証にあたっては、年度計画に記載されている各項目の進捗状況及び成果等について、法人の自己評価及び計画設定の妥当性を含め総合的に行う。

³ 中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を年度計画の項目ごとに、5 段階で実施する評価

⁴ 項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進行状況全体について、5 段階で実施する評価

業務実績の評価

中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を年度計画の項目ごとに、次の5段階で評価する。なお、特筆すべき点があればコメントを付す。

- 5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
- 4 計画を上回る業務が進捗している
- 3 概ね計画どおりに業務が進捗している
- 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

なお、各項目の評価において、業務の進捗を阻害する要素があったために当初の計画通り業務が進捗しなかった場合において、翌年度以降における改善策が提示され、かつ、その改善策が実行可能と判断される場合は、当該対応策を考慮した評価とする。

研究活動に関する評価は、研究テーマの選定方法、成果の活用、研究評価の手続きなどが適正に行われているか等についての視点で行う。個別研究内容の評価は法人が独自に行う研究評価（内部評価・外部評価）によることとする。

項目別評価においては、その評点について、別紙3「地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務実績評価に係る項目別評価のウェイト」に示す重み付けをすることにより、業務内容、業務量等に応じた評価を実施するものとする。

全体評価

項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進行状況全体について、次の5段階で評価する。また評価の視点について記述するものとする。

- 5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
- 4 計画を上回る業務が進捗している
- 3 概ね計画どおりに業務が進捗している
- 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

なお、最終的な評価については、総評に加え、「中小企業への技術支援」、「法人の業務運営及び財務状況」、「中期目標・中期計画の達成に向けた課題等」の3つの観点で記述するものとする。

利用者の意見の反映については、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務活動を通じて得られたアンケート等の既存の情報を参考に行うこととする。評価委員会からの要請があれば、別途アンケートの実施、ヒアリング等の措置を講ずるものとする。

また、全体評価については、翌年度以降の理事長・理事報酬に反映されるとともに、後年度の運営費交付金にインセンティブとして反映できることとなっているため、10段階での評価へと置き換える必要がある。このため、委員会の総意としての5段階評価に2を乗じたものに、特筆すべき事項が認められた場合に評価を1段階上下させることができるものとする。

業務実績の評価

中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を年度計画の項目ごとに、次の5段階で評価する。なお、特筆すべき点があればコメントを付す。

- 5 特筆すべき業務の進捗状況にある
- 4 優れた業務の進捗状況にある
- 3 概ね順調な進捗状況にある
- 2 進捗状況に遅れが見られる
- 1 進捗状況に大幅な遅れが見られ業務の改善が必要である

なお、各項目の評価において、業務の進捗を阻害する要素があったために当初の計画通り業務が進捗しなかった場合において、翌年度以降における改善策が提示され、かつ、その改善策が実行可能と判断される場合は、当該対応策を考慮した評価とする。

研究活動に関する評価は、研究テーマの選定方法、成果の活用、研究評価の手続きなどが適正に行われているか等についての視点で行う。個別研究内容の評価は法人が独自に行う研究評価（内部評価・外部評価）によることとする。

全体評価

項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進行状況全体について、次の5段階で評価する。また評価の視点について記述するものとする。

- 5 特筆すべき業務の進捗状況にある
- 4 優れた業務の進捗状況にある
- 3 概ね順調な進捗状況にある
- 2 進捗状況に遅れが見られる
- 1 進捗状況に大幅な遅れが見られ業務の改善が必要である

なお、最終的な評価については、総評に加え、「中小企業への技術支援」、「法人の業務運営及び財務状況」、「中期目標・中期計画の達成に向けた課題等」の3つの観点で記述するものとする。

また、全体評価については、翌年度以降の理事長・理事報酬に反映されるとともに、後年度の運営費交付金にインセンティブとして反映できることとなっているため、10段階での評価へと置き換える必要がある。このため、委員会の総意としての5段階評価に2を乗じたものに、特筆すべき事項が認められた場合に評価を1段階上下させることができるものとする。

3 評価の進め方

事項	時期	
年度終了	3月末	年度事業の終了（法人）
評価準備	4月～6月	業務実績報告書、財務諸表等作成（法人）
実績報告	6月末	業務実績報告書、財務諸表等提出（法人） （年度終了後、3ヶ月以内に提出）
評価	7月～8月	業務実績、財務諸表検証（法人とのヒアリング） 評価結果（案）の作成（法人による事実確認） 評価結果の決定（委員会）
報告・公表	9月	評価結果の知事への報告及び法人への通知 財務諸表への意見表明、財務諸表承認 議会報告（評価結果報告）及び公表

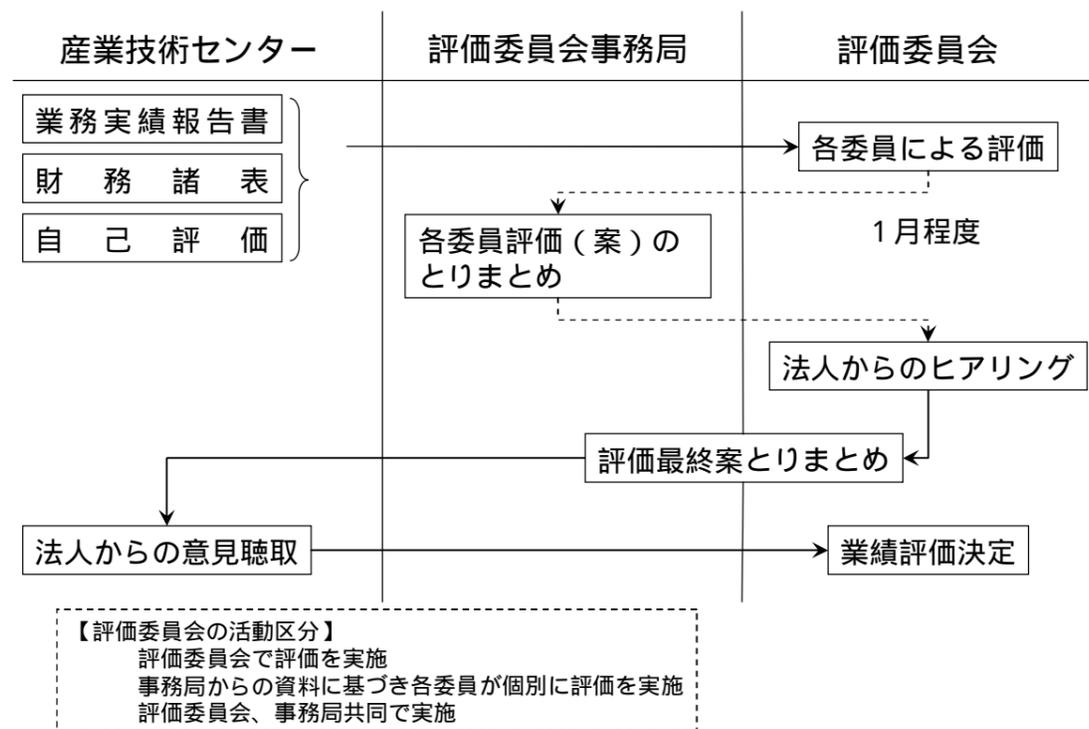
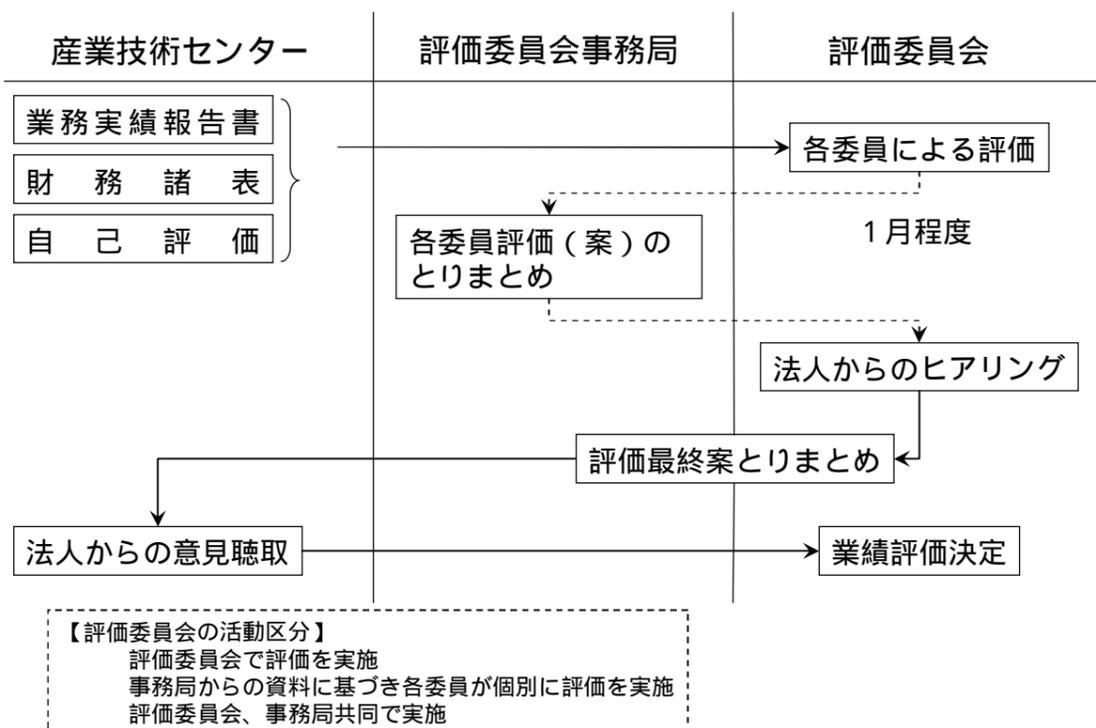
3 評価の進め方

全体計画

事項	時期	
年度終了	3月末	年度事業の終了（法人）
評価準備	4月～6月	業務実績報告書、財務諸表等作成（法人）
実績報告	6月末	業務実績報告書、財務諸表等提出（法人）
評価	7月～8月	業務実績、財務諸表検証（法人とのヒアリング） 評価結果（案）の作成（法人による事実確認） 評価結果の決定（委員会）
報告・公表	9月	評価結果の知事への報告及び法人への通知 財務諸表への意見表明、財務諸表承認 議会報告（評価結果報告）及び公表

評価のプロセス

- ・法人の業績評価の手順については、法人の自己評価作成（法人）、各委員の評価案作成（各委員）、各委員の評価案のとりまとめ（事務局）、評価原案作成、委員会における委員間の評価差調整、法人評価の不明点の確認、最終評価案の作成、の順に実施。
- ・評価原案（全体評価）については、各委員から提出されたコメントをもとに、委員長が作成する。
- ・最終評価案に対して、法人から意見聴取後、評価を決定することとする。



項目別評価における評価単位

大項目	中項目	小項目	細目	項目別評価単位	特記事項記載単位
県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項					
	1	産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化			
		(1) 技術支援(技術相談・現地指導、依頼試験、機器利用)			
			技術相談・現地指導	1	
			依頼試験	2	
			機器利用	3	
		(2) 研究開発			
			研究テーマの設定と実施	4	
			シーズ・実用化研究		
			研究評価		
		(3) 起業化を目指す事業者等への支援			
			研究開発に係る場の提供と技術支援	5	
			技術講習会等を通じた支援	6	
			各種広報媒体等を利用した技術情報の提供	7	
			補助金・融資に係る情報の提供	8	
	2	実践的産業人材の戦略的育成			
		(1) 基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成等の実施			
			製造中核技術者の育成	9	
			組込ソフトウェア開発技術者の育成	10	
			金属加工技術技術者の育成	11	
			商品企画が可能な人材の育成	12	
			実践的産業人材の育成	13	
		(2) 産業人材育成戦略の策定		14	
	3	県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発			
		(1) 電子部品・デバイス、情報通信機器分野		15	
		(2) 食品関連分野		16	
	4	知的財産権の戦略的な取得と活用		17	
	5	県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化		18	
業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置					
	1	理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成			
		(1) 組織運営の改善		19	
		(2) 広報活動の充実		20	
		(3) 職員の資質向上と人材育成		21	
	2	新事業創出に向けた「産学官連携」の強化		22	
	3	独自の業績評価システムの確立		23	
財務内容の改善に関する事項					
	1	外部資金その他自己収入の確保		24	
	2	経費の抑制		25	
	3	予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画		26	
その他業務運営に関する重要事項					
	1	コンプライアンス体制の確立と徹底			
		(1) 法令遵守		27	
		(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底		28	
		(3) 労働安全衛生管理の徹底		29	
		(4) 職員への社会貢献意識の徹底		30	
	2	環境負荷の低減と環境保全の促進			
		(1) 省エネルギー及びリサイクルの促進		31	
		(2) 環境マネジメントの着実な実施		32	
	3	情報の共有化の徹底		33	
その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項					
	1	施設及び設備に関する計画		34	
	2	出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		35	
	3	人事に関する計画			
		(1) 基本的な方針		36	
		(2) 人事に関する指標等		37	

業務実績評価における評価基準について（案）

現 行	改 正 案	備 考（判断基準案）
5. 特筆すべき業務進捗状況にある	5. 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画を上回る業務と業績 ～ 業務の結果具体的に事業化、製品化等に結びついているもの。 項目別評価における特記事項の記載内容により判断
4. 優れた業務の進捗状況にある	4. 計画を上回る業務が進捗している	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画に記載されている内容を上回る業務を行っていること。 ・ 数値目標の場合は、目標に対して概ね110%以上であること
3. 概ね順調な進捗状況にある	3. 概ね計画どおりに業務が進捗している	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画に記載されている内容に沿って業務を行っていること。 ・ 数値目標の場合は、目標に対して概ね90%を超え、110%未満であること
2. 進捗状況に遅れが見られる	2. 計画に対して業務の進捗がやや遅れている	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画に記載されている内容に着手しているが、計画を下回るものであること ・ 数値目標の場合は、目標に対して概ね90%以下であること
1. 進捗状況に大幅な遅れが見られ業務の改善が必要である	1. 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全く着手していないこと等、大幅な遅れが見られること

（注）

- 1 業績の評価については、特記事項により判断するものとし、業務の進捗の評価に加味することにより、5段階の項目別評価を±1段階上下させることができるものとする。
- 2 数値目標については、外的要因がない場合における大まかな水準を示すもの。
- 3 なお、技術相談、機器利用については、当該数値は採用しないこと。（企業等の景況に大きく左右されるものであり、数値目標との対比は非常に困難なものであること。）

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務実績評価に係る項目別評価「評価の視点」

中期目標	中期計画	年度計画[項目別評価単位]	評価の視点	項目番号	評価ウェイト	自己評価	自己評価(加重後)	委員会評価	委員会評価(加重後)
<p>中期目標</p> <p>県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化</p> <p>「自立化・高付加価値化」した企業への脱却に向け、県内企業が製品化などに当たった際の技術的課題等を解決していく際、これまでセンターの研究開発や職員の専門的知識を活用した技術支援等の支援機能が大きな役割を果たしてきたが、今後とも、当該支援機能を継続的に発揮するとともに、さらに強化すること。</p> <p>なお、支援実施に当たっては、現状で企業ニーズの高い「技術支援」を最優先課題としながらも、研究開発を継続的に進め、企業ニーズの動向に応じて特定分野の研究開発を集中的に実施するなど、理事長のマネジメントの下、技術支援又は研究開発への経営資源投入のバランスを判断していかねばならない。</p>	<p>中期計画</p> <p>県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化</p> <p>県内企業が「自立化・高付加価値化」を目指すに当たった際の技術的課題を解決するための支援を引きつぎ行うとともに、企業ニーズや市場動向等に応じた分野の研究開発を集中的に実施する。また県内には特に、中小零細事業者や伝統的な地場産業が多いという実情に鑑み、きめ細やかな現場重視型のサポート体制を確立する。</p>	<p>年度計画[項目別評価単位]</p> <p>1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化</p> <p>県内企業が「自立化・高付加価値化」を目指すに当たった際の技術的課題を解決するための支援を引きつぎ行うとともに、企業ニーズや市場動向等に応じた分野の研究開発を集中的に実施する。また県内には特に、中小零細事業者や伝統的な地場産業が多いという実情に鑑み、きめ細やかな現場重視型のサポート体制を確立する。</p>							
(1) 技術支援(相談・現地指導・依頼試験・機器利用)	(1) 技術支援(技術相談・現地指導・依頼試験・機器利用)	(1) 技術支援(技術相談・現地指導・依頼試験・機器利用)	[評価の視点] ・数値目標の達成状況 ・職員の資質向上の取り組み ・企業ニーズの把握状況 ・適切な技術相談等の実施状況	1					
<p>企業ニーズの高い「技術支援(相談・現地指導・依頼試験・機器利用)」について、機器設備の計画的な整備と開放、現地指導の実施、検査メニューの充実、サービス提供時間の拡大など、利用企業の利便性を向上させること。</p> <p>また、職員の技術力向上や必要な研究員の採用等によって企業からの技術相談への対応力を強化すること。なお、対応力の強化に際しては、センター個々の職員が技術力をもっと意識面においても技術支援のプロフェッショナル集団に生まれ変わる必要があること。</p>	<p>企業ニーズの高い「技術支援(相談・現地指導・依頼試験・機器利用)」について、機器設備の計画的な整備と開放、現地指導の実施、検査メニューの充実、サービス提供時間の拡大など、利用企業の利便性を向上させること。</p> <p>また、職員の技術力向上や必要な研究員の採用等によって企業からの技術相談への対応力を強化すること。なお、対応力の強化に際しては、センター個々の職員が技術力をもっと意識面においても技術支援のプロフェッショナル集団に生まれ変わる必要があること。</p>	<p>企業ニーズの高い「技術支援(相談・現地指導・依頼試験・機器利用)」について、機器設備の計画的な整備と開放、現地指導の実施、検査メニューの充実、サービス提供時間の拡大など、利用企業の利便性を向上させること。</p> <p>また、職員の技術力向上や必要な研究員の採用等によって企業からの技術相談への対応力を強化すること。なお、対応力の強化に際しては、センター個々の職員が技術力をもっと意識面においても技術支援のプロフェッショナル集団に生まれ変わる必要があること。</p>	[評価の視点] ・機器の性能の維持状態 ・職員の資質向上の取り組み ・多様な試験メニューの設定状況 ・試験結果の信頼性向上の状況 ・利用者の利便性向上の取り組み	2					
(機器設備の整備について)			[評価の視点] ・数値目標の達成状況 ・利用者の利便性向上へ向けた取組状況 ・機器整備の達成状況 ・機器整備計画の策定	3					
<p>老朽化等により試験環境への悪影響が懸念される機器設備については、計画的な改修を実施し、職員はもとより、一般利用者の安全確保に努めるとともに、老朽化・故障等により不要となった機器設備については、安全管理上の観点から適宜処分すること。</p> <p>企業ニーズや地域の活性化に対応できる技術支援や品質評価等の達成に向け、老朽化した機器設備の更新のほか、企業ニーズの高い機器設備の導入を計画的に実施すること。</p>	<p>老朽化等により試験環境への悪影響が懸念される機器設備については、計画的に更新・改修を実施し、利用者の安全確保に努めるとともに、不要となった機器・設備については適宜処分すること。</p>	<p>老朽化等により試験環境への悪影響が懸念される機器設備については、計画的に更新・改修を実施し、利用者の安全確保に努めるとともに、不要となった機器・設備については適宜処分すること。</p>	[評価の視点] ・数値目標の達成状況 ・研究テーマの設定方法 ・人員、予算等の研究試験の配分状況 ・研究評価の実施方法 ・評価結果の反映状況 ・研究評価結果	4					
(2) 研究開発	(2) 研究開発	(2) 研究開発	[評価の視点] ・数値目標の達成状況 ・研究テーマの設定方法 ・人員、予算等の研究試験の配分状況 ・研究評価の実施方法 ・評価結果の反映状況 ・研究評価結果	5					
<p>共同研究や受託研究等の研究開発実施に当たってセンターの機能を最大限に発揮し、研究成果の移転等を促進していくためには、企業ニーズや市場動向を的確に把握した上で、マーケット確保を常に意識した実用化研究を推進する必要がある。短期的な技術移転に加え、中長</p> <p>また、研究テーマは、県内企業の有する技術力や産業構造などを踏まえ、本県において応用できる分野や企業に技術移転できる分野等において設定することとし、選択と集中の観点で研究資源の重点的配分を推進するとともに、研究目標を明確化し、県民・企業への説明責任を果たせるものとしなければならないこと。</p> <p>さらに、職員の技術レベルの向上、新事業創出を目指すシーズ開発、及び今後発展が予想されるものの経営資源不足を背景とした研究開発リスクを回避するために県内企業が取り組むことが困難な技術分野の強化等、将来の実用化に向けた基礎的な研究開発を継続的に実施することとし、企業ニーズや県内外の技術動向、さらには他の実用化研究の動向及び職員の育成計画等を踏まえて可能な限り多様な研究テーマを設定すること。</p>	<p>研究開発については、企業ニーズ、市場動向、国の第3期科学技術基本計画等を的確に把握し、実用化・製品化を目指したシーズ・実用化研究を推進する。</p> <p>中期計画期間中に10件以上の企業への技術移転や製品化に繋がる成果を達成する。</p> <p>研究テーマの設定と実施</p> <p>研究テーマの設定に当たっては、企業訪問やアンケート調査の結果に基づき(企業ニーズや将来の需要見込み等を踏まえて、研究テーマの選択と重点化を図る。研究の実施に当たっては、研究計画の合理性、その達成状況の評価に基づき、人員、予算等の研究資源を配分する。</p> <p>シーズ・実用化研究</p> <p>将来の実用化に繋がるシーズ研究と企業が求める技術の高度化や製品化に繋がる実用化研究を、次の分野について行う。</p> <p>a. 情報、電子応用技術に関する分野</p> <p>製造工程の効率化を目的とした、無線通信によるセンサーネットワーク技術の開発研究など、センサー応用技術やネットワーク関連技術を用いた、各種製品の高付加価値化及び生産技術の高度化を目指した研究開発を行う。</p> <p>b. 地域資源及び有機材料の高度利用技術に関する分野</p> <p>高級木材代替品の開発を目的とした、高温高圧水を用いた県産バイオマスの有効変換技術に関する研究など、農・林・水産物や伝統製品などの地域資源及び電気電子製品などに用いられる有機材料の高品質化・高付加価値化を目指した研究開発を行う。</p> <p>c. 難削材加工技術及び高精度計測技術に関する分野</p> <p>耐熱合金製小径穴加工用ドリルの長寿命化を目的とした、難削材の超高速切削加工技術に関する研究など、材料の特長化や形状の複雑化が進む各種製品開発に対応するため、難削材加工技術及び高精度計測技術の高度化を目指した研究開発を行う。</p> <p>d. 表面改質技術に関する分野</p> <p>パンチ金型の母材表面の耐久性向上を目的とした、複合コーティング皮膜による金型の耐久性向上に関する研究など、各種めっき技術や金属材料の熱処理技術の高度化及び金型の高品質化を目指した研究開発を行う。</p> <p>e. 地域資源活用食品に関する分野</p> <p>マクロの内臓廃棄物の食品化を目的とした、マクロ有効利用技術の開発に関する研究など、農・林・畜・水産物などの地域資源を活用した食品の開発及び高品質化を目的とした研究開発を行う。</p> <p>f. 実験動物・細胞を用いた評価技術に関する分野</p> <p>内臓脂肪の蓄積抑制に効果のある食品素材や応用食品の開発を目的とした、実験動物を用いた内臓脂肪の蓄積抑制に関する研究及び水産資源からのコラーゲンの抽出技術の確立などを目的とした研究開発を行う。</p> <p>g. 発酵利用食品に関する分野</p> <p>ブルーティで濃醇なとっとりブランド高級ワインの開発及び天然乳酸菌を活用した生もと清酒の開発に関する研究など、濃縮果汁最適調整法や天然微生物を活用した、とっとりブランドの清酒、ワイン、酢などの製品開発を行う。</p>	<p>研究開発については、企業ニーズ、市場動向、国の第3期科学技術基本計画等を的確に把握し、実用化・製品化を目指したシーズ・実用化研究を推進する。</p> <p>中期計画期間中に10件以上の企業への技術移転や製品化に繋がる成果を達成する。</p> <p>研究テーマの設定と実施</p> <p>研究テーマの設定に当たっては、企業訪問やアンケート調査の結果に基づき(企業ニーズや将来の需要見込み等を踏まえて、研究テーマの選択と重点化を図る。研究の実施に当たっては、研究計画の合理性、その達成状況の評価に基づき、人員、予算等の研究資源を配分する。</p> <p>シーズ・実用化研究</p> <p>将来の実用化に繋がるシーズ研究と企業が求める技術の高度化や製品化に繋がる実用化研究を、次の分野について行う。</p> <p>a. 情報、電子応用技術に関する分野</p> <p>製造工程の効率化を目的とした、無線通信によるセンサーネットワーク技術の開発研究など、センサー応用技術やネットワーク関連技術を用いた、各種製品の高付加価値化及び生産技術の高度化を目指した研究開発を行う。</p> <p>b. 地域資源及び有機材料の高度利用技術に関する分野</p> <p>高級木材代替品の開発を目的とした、高温高圧水を用いた県産バイオマスの有効変換技術に関する研究など、農・林・水産物や伝統製品などの地域資源及び電気電子製品などに用いられる有機材料の高品質化・高付加価値化を目指した研究開発を行う。</p> <p>c. 難削材加工技術及び高精度計測技術に関する分野</p> <p>耐熱合金製小径穴加工用ドリルの長寿命化を目的とした、難削材の超高速切削加工技術に関する研究など、材料の特長化や形状の複雑化が進む各種製品開発に対応するため、難削材加工技術及び高精度計測技術の高度化を目指した研究開発を行う。</p> <p>d. 表面改質技術に関する分野</p> <p>パンチ金型の母材表面の耐久性向上を目的とした、複合コーティング皮膜による金型の耐久性向上に関する研究など、各種めっき技術や金属材料の熱処理技術の高度化及び金型の高品質化を目指した研究開発を行う。</p> <p>e. 地域資源活用食品に関する分野</p> <p>マクロの内臓廃棄物の食品化を目的とした、マクロ有効利用技術の開発に関する研究など、農・林・畜・水産物などの地域資源を活用した食品の開発及び高品質化を目的とした研究開発を行う。</p> <p>f. 実験動物・細胞を用いた評価技術に関する分野</p> <p>内臓脂肪の蓄積抑制に効果のある食品素材や応用食品の開発を目的とした、実験動物を用いた内臓脂肪の蓄積抑制に関する研究及び水産資源からのコラーゲンの抽出技術の確立などを目的とした研究開発を行う。</p> <p>g. 発酵利用食品に関する分野</p> <p>ブルーティで濃醇なとっとりブランド高級ワインの開発及び天然乳酸菌を活用した生もと清酒の開発に関する研究など、濃縮果汁最適調整法や天然微生物を活用した、とっとりブランドの清酒、ワイン、酢などの製品開発を行う。</p>	[評価の視点] ・事業者等のバックアップの内容・状況 ・インフラの整備状況	6					
<p>なお、研究開発は、計画的な研究テーマ設定に基づき(実施を基本とするが、企業等の緊急の要請については、年度中途であっても研究テーマを設定し、柔軟に対応すること。</p>	<p>研究評価</p> <p>研究評価は原則として、センター役職員による中間評価及び外部専門家とセンター役職員とで構成される研究評価委員会による年度末評価とする。中間評価と年度末評価においては、実用化や製品化の有無、外部資金や特許の取得件数、学術誌等への研究成果発表状況などを評価対象とする。評価結果に基づき、理事長が研究テーマの採択、研究資源の当初配分、研究継続の可否判定、次年度以降の研究資源の再配分等を行う。</p>	<p>研究評価</p> <p>研究評価は原則として、センター役職員による中間評価及び外部専門家とセンター役職員とで構成される研究評価委員会による年度末評価とする。中間評価と年度末評価においては、実用化や製品化の有無、外部資金や特許の取得件数、学術誌等への研究成果発表状況などを評価対象とする。評価結果に基づき、理事長が研究テーマの採択、研究資源の当初配分、研究継続の可否判定、次年度以降の研究資源の再配分等を行う。</p>	[評価の視点] ・数値目標の達成状況 ・イベント等の参加状況	6					
(3) 起業化を目指す事業者等への支援	(3) 起業化を目指す事業者等への支援	(3) 起業化を目指す事業者等への支援	[評価の視点] ・事業者等のバックアップの内容・状況 ・インフラの整備状況	5					
<p>新規事業の立ち上げを目指す事業者等に、鳥取・米子・境港の3施設に設置した起業化支援室等インキュベーション施設など研究開発の場を提供するとともに、研究開発途上で生じた諸課題の解決に向け技術支援を実施し、県内産業活動の裾野拡大による雇用創出を促進すること。</p> <p>また、講習会やセミナー、研究発表会等を通じてセンターの技術的知見の普及に努め、技術移転を促進するとともに、企業の製品開発や生産活動を支援すること。</p>	<p>新規事業の立ち上げを目指す事業者等に、鳥取・米子・境港の3施設に設置した起業化支援室等インキュベーション施設など研究開発の場を提供するとともに、研究開発途上で生じた諸課題の解決に向け技術支援を実施し、県内産業活動の裾野拡大による雇用創出を促進すること。</p> <p>また、講習会やセミナー、研究発表会等を通じてセンターの技術的知見の普及に努め、技術移転を促進するとともに、企業の製品開発や生産活動を支援すること。</p>	<p>新規事業の立ち上げを目指す事業者等に、鳥取・米子・境港の3施設に設置した起業化支援室等インキュベーション施設など研究開発の場を提供するとともに、研究開発途上で生じた諸課題の解決に向け技術支援を実施し、県内産業活動の裾野拡大による雇用創出を促進すること。</p> <p>また、講習会やセミナー、研究発表会等を通じてセンターの技術的知見の普及に努め、技術移転を促進するとともに、企業の製品開発や生産活動を支援すること。</p>	[評価の視点] ・数値目標の達成状況 ・イベント等の参加状況	6					

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務実績評価に係る項目別評価「評価の視点」

中期目標	中期計画	年度計画(項目別評価単位)	評価の視点	項目番号	評価ウェイト	自己評価	自己評価(加重後)	委員会評価	委員会評価(加重後)
	各種広報媒体等を利用した技術情報の提供	各種広報媒体等を利用した技術情報の提供	【評価の視点】 ・情報提供の状況 ・県立図書館との連携状況	7					
	刊行物やホームページ等の広報媒体を活用し、最新の研究成果や技術情報、センターが提供するサービス情報等を提供する。また、県立図書館等と連携して、新しい技術情報を広く企業・県民に発信するよう努める。	刊行物やホームページ等の広報媒体を活用し、最新の研究成果や技術情報、センターが提供するサービス情報等を提供する。また、県立図書館等と連携して、新しい技術情報を広く企業・県民に発信するよう努める。							
	補助金・融資等に係る情報の提供	補助金・融資等に係る情報の提供	【評価の視点】 ・情報提供の状況	8					
	新規事業の立ち上げを目指す事業者等に対して、産学金官の連携先である鳥取県商工労働部、鳥取県産業振興機構等の産学支援機関が有する情報を提供する。	新規事業の立ち上げを目指す事業者等に対して、産学金官の連携先である鳥取県商工労働部、鳥取県産業振興機構等の産学支援機関が有する情報を提供する。							
2 実践的産業人材の戦略的育成	2 実践的産業人材の戦略的育成	2 実践的産業人材の戦略的育成							
これまでに培ってきた産業人材育成ノウハウを活かし、ものづくり分野における基礎的産業人材育成に向けた支援機能を強化するとともに、高度専門人材育成など、産業構造の転換を見据えた人材育成にも取り組むこと。また、中期目標期間において具体的な産業人材育成戦略を策定すること。	(1) 基礎的産業人材育成及び高度専門人材育成等の実施	(1) 基礎的産業人材育成及び高度専門人材育成等の実施							
また、実施に当たっては、国内外の技術動向に即応したレベルの技術者育成、企業や大学等からの研修生の積極的受入れ及び企業ニーズに応じて現地指導を行うなど、提供サービスを拡充すること。	液晶ディスプレイ関連産業製造中核人材育成事業：産学金官が連携して、県内に集積する液晶関連産業における製造中核技術者を中期計画期間中に40名育成する。	産学金官が連携して、県内に集積する液晶関連産業における製造中核技術者を育成する。センターは「液晶製造技術課程(液晶ディスプレイ装置の故障原因とその解析実習)」について、平成19年度に10名を対象とした6日間の実証講義を行い技術者の育成を図る。	【評価の視点】 ・数値目標の達成状況(実証講義の実施状況) ・受講者の満足度	9					
	組込システム開発人材育成事業：デジタル家電等に搭載する組込ソフトウェアの開発技術者を中期計画期間中に40名育成する。	デジタル家電等に搭載する組込ソフトウェアの開発技術について、平成19年度に10名を対象とした2日間の講義を行い技術者の育成を図る。		10					
	次世代ものづくり人材育成事業：高い精度の加工技術が要求される、家電、自動車産業等の基礎技術である金属加工業において、ものづくり技術の高度化に対応できる若手技術者を中期計画期間中に40名育成する。	高い精度の加工技術が要求される、家電、自動車産業等の基礎技術である金属加工業において、平成19年度に10名を対象に精密複合旋盤を使用した5日間の講義を行い、ものづくり技術の高度化に対応できる若手技術者の育成を図る。		11					
	戦略的商品開発支援事業：市場ニーズに基づいた製品開発から製造販売までの一連の商品企画が可能な人材を中期計画期間中に40名育成する。	平成19年度は市場ニーズに基づいた製品開発から製造販売までの一連の商品企画が可能な人材を育成するために、外部講師を招いたセミナーを1回以上開催する。		12					
	また、企業や大学等から研修生を積極的に受け入れられるとともに、企業からの要請に応じた現地指導等を通じて実践的産業人材を育成する。	また、企業や大学等から研修生を積極的に受け入れられるとともに、企業からの要請に応じた現地指導等を通じて実践的産業人材を育成する。	【評価の視点】 ・研修生の受入状況 ・実践的産業人材の育成状況	13					
	(2) 産業人材育成戦略の策定	(2) 産業人材育成戦略の策定	【評価の視点】 ・「産業人材育成戦略」の策定状況	14					
	企業ニーズ、市場動向、国の第3期科学技術基本計画等を踏まえ、かつセンターの有する技術支援や研究開発、起業化支援等の機能を総合的に活かした「産業人材育成戦略」の策定に向けて、平成19年度は、人材育成事業の成果や企業ニーズの調査分析に着手する。	企業ニーズ、市場動向、国の第3期科学技術基本計画等を踏まえ、かつセンターの有する技術支援や研究開発、起業化支援等の機能を総合的に活かした「産業人材育成戦略」の策定に向けて、平成19年度は、人材育成事業の成果や企業ニーズの調査分析に着手する。							
3 県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発	3 県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発	3 県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発							
県内に集積する「液晶関連」及び「食品関連」産業のニーズに基づく人材育成及び研究開発を戦略的に実施するとともに、集積企業と県内外企業との連携を強化し、付加価値の高い新事業を創出することにより、国内市場や対岸諸国を含めたアジアワイドでのネットワーク拠点形成に向けた支援を実施すること。	県内に集積する電子部品・デバイス、情報通信機器製造業や食品関連産業の国内外における競争力の向上、付加価値の高い事業等の創出のため、人材育成や研究開発を実施する。	県内に集積する電子部品・デバイス、情報通信機器製造業や食品関連産業の国内外における競争力の向上、付加価値の高い事業等の創出のため、人材育成や研究開発を実施する。							
【県の産業活性化戦略の具現化に向けた企業支援の展開】	(1) 電子部品・デバイス、情報通信機器分野	(1) 電子部品・デバイス、情報通信機器分野	【評価の視点】 ・実証講義の実施状況(再掲) ・技術支援の状況	15					
「鳥取クリスタル・コリドール構想」(液晶関連企業を中心とした戦略)「高度専門人材育成による企業技術力向上に向けた支援を実施すること。なお、実施に際しては環日本海諸国等内外関係機関との連携を強化し、自立的かつ継続的な人材育成システム構築に向け貢献すること。	「液晶ディスプレイ製造中核人材育成事業」における「液晶製造技術課程」の教材開発、及び電子産業クラスタープロジェクトの成果に基づいて県内企業が取り組む事業化に対する技術的支援を行う。	「液晶ディスプレイ製造中核人材育成事業」における「液晶製造技術課程(液晶ディスプレイ装置の故障原因とその解析実習)」の実証講義を行い、教材の完成を目指す。また、電子産業クラスタープロジェクトの成果に基づいて県内企業が取り組む事業化に対する技術的支援を行う。							
	(2) 食品関連分野	(2) 食品関連分野	【評価の視点】 ・研究の実施状況(研究開発の中で評価) ・「食品開発と健康に関する研究会」の開催状況 ・食品開発の支援状況	16					
「健康・食・知スマート・コリドール構想」(健康・食品・研究に関する戦略)「豊富な高品質な水産物や水資源等の地域資源と県内シーズを有機的に結びつけた新事業創出の支援を実施すること。また、都市エリア産学官連携推進事業等の産学官共同研究をきっかけとしたパイオニア拠点の形成に取り組むこと。	「都市エリア産学官連携推進事業」に参画し、「ヒト人工染色体技術を利用した機能性評価技術の開発」や「水産資源からの機能性食品素材・食品の開発」に関する研究会の実施、及び「食品開発と健康に関する研究会」による「健康」をキーワードにした食品開発に対する支援を行う。	「都市エリア産学官連携推進事業」に参画し、「ヒト人工染色体技術を利用した機能性評価技術の開発」や「水産資源からの機能性食品素材・食品の開発」に関する研究会の実施、及び「食品開発と健康に関する研究会」による「健康」をキーワードにした食品開発に対する支援を行う。							
4 知的財産権の戦略的な取得と活用	4 知的財産権の戦略的な取得と活用	4 知的財産権の戦略的な取得と活用	【評価の視点】 ・数値目標の達成状況 ・権利の公表、技術移転の状況 ・連携強化の内容	17					
知的財産権の取扱いについて、研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家と連携し、知的財産権を戦略的に取得するとともに、取得した権利を積極的に公開し、技術移転に努めるなど、適正かつ効果的な知的財産マネジメントサイクルを確立すること。また、知的財産権の取得及び活用に関して、鳥取県知的所有権センター等他機関との連携を強化すること。	知的財産権の取扱いについて、研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家と連携し、知的財産権を戦略的に取得するとともに、取得した権利を積極的に公開し、技術移転に努めるなど、適正かつ効果的な知的財産マネジメントサイクルを確立すること。また、知的財産権の取得及び活用に関して、鳥取県知的所有権センター等他機関との連携を強化すること。	知的財産権の取扱いについて、研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家と連携し、知的財産権を戦略的に取得するとともに、取得した権利を積極的に公開し、技術移転に努めるなど、適正かつ効果的な知的財産マネジメントサイクルを確立すること。また、知的財産権の取得及び活用に関して、鳥取県知的所有権センター等他機関との連携を強化すること。							
5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化	5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化	5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化	【評価の視点】 ・デザイナー協会等との連携状況 ・市場動向等の情報収集の状況 ・他機関との連携状況	18					
企業における研究開発成果の実用化に向け、市場動向等を把握した上で、商品企画の段階からの市場競争力を有する製品開発(機能・製品デザイン等)への支援機能を強化すること。また、一次産品や伝統工芸品などの地域資源を有効活用するなど、全国展開につながる「地域ブランド育成」を意識した技術支援に取り組むこと。	企業における市場競争力を有する製品開発を商品企画段階から支援するため、鳥取県デザイナー協会等との連携及び市場動向等の情報収集力を強化する。また、県内の農林水産物や伝統工芸品などの地域資源を活かした「地域ブランド育成」に対する技術支援を行うため、県内の農林水産分野の公設試験研究機関、流通・金融業界等との連携を強化する。	企業における市場競争力を有する製品開発を商品企画段階から支援するため、鳥取県デザイナー協会等との連携及び市場動向等の情報収集力を強化する。また、県内の農林水産物や伝統工芸品などの地域資源を活かした「地域ブランド育成」に対する技術支援を行うため、県内の農林水産分野の公設試験研究機関、流通・金融業界等との連携を強化する。							
業務運営の改善及び効率化に関する事項	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためのとるべき措置	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためのとるべき措置							
自立性・機動性・透明性の高いセンター運営を行うためのマネジメントサイクルを確立するとともに、地方独立行政法人制度の特長を十分に活かして業務運営の抜本的な改善を行い、より一層効率的な業務運営を行うこと。									
1 理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成	1 理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成	1 理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成							
理事長のトップマネジメントのもと、支援企業の事業化件数の増加など実績に重きを置きつつ自らに独立した組織としての迅速な意思決定に基づく(スピード感)のある組織運営を行うこと。また、組織・体制を継続的に見直ししながら、企業ニーズなどセンターを取り巻く環境の変化に戦略的かつ弾力的に対応し、企業ニーズに即応した共同研究の実施、専門性の高い職員の人材育成や確保及び組織運営の見直し等、資金や人材等経営資源の重点投入を行うこと。	(1) 組織運営の改善	(1) 組織運営の改善	【評価の視点】 ・組織運営体制構築の状況 ・組織体制の継続の見直し状況 ・企業ニーズ等への対応状況 ・経営資源の重点投入状況	19					
	(2) 広報活動の充実	(2) 広報活動の充実	【評価の視点】 ・数値目標の達成状況 ・広報活動の状況	20					
さらに、ホームページや各種媒体を積極的に活用した広報活動の展開により、県内のセンター利用実績のない企業や新たに設立・進出した企業等の利用拡大を促進すること。	センター利用実績のない企業や新たに設立した企業等に対して、センターのサービス内容の周知や利用の拡大を図るため、中期計画期間中に70件のプレスリリースを行うとともに、ホームページや各種媒体を積極的に活用した広報活動を展開する。	センター利用実績のない企業や新たに設立した企業等に対して、センターのサービス内容の周知や利用の拡大を図るため、平成19年度中に18件以上のプレスリリースを行うとともに、ホームページや各種媒体を積極的に活用した広報活動を展開する。							
	(3) 職員の資質向上と人材育成	(3) 職員の資質向上と人材育成	【評価の視点】 ・研修会への参加、他機関への派遣状況 ・「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター人材育成プログラム」の策定状況 ・優秀な人材の確保状況	21					
なお、センター支援機能強化に向けた職員の育成に当たっては、各種研修会への参加や公設試験研究機関、民間企業等への派遣の機会を拡充するなど、継続的に職員の資質向上を図るとともに、センターの業務を的確に遂行できる人材を計画的に育成すること。また、具体的な人材育成プログラムを策定すること。	職員の資質向上を図るため、各種研修会への参加及び公設試験研究機関、民間企業等への派遣を計画的に実施する。職員の能力開発を外部に推進するため、若手研究員の指導、外部機関との交流、企業現場や企業との共同研究に即応できる研究者の育成等に重点を置いた「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター人材育成プログラム」を策定する。なお、全国公募等により優秀な人材の確保に努める。	職員の資質向上を図るため、各種研修会への参加及び公設試験研究機関、民間企業等への派遣を計画的に実施する。職員の能力開発を外部に推進するため、若手研究員の指導、外部機関との交流、企業現場や企業との共同研究に即応できる研究者の育成等に重点を置いた「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター人材育成プログラム」を策定する。なお、全国公募等により優秀な人材の確保に努める。							
2 新事業創出に向けた「産学金官連携」の強化	2 新事業創出に向けた「産学金官連携」の強化	2 新事業創出に向けた「産学金官連携」の強化	【評価の視点】 ・産学金官の連携の状況	22					
外部競争の資金獲得や技術支援の効果的な展開につながるコーディネーター機能を向上させること。共同研究や産学官連携など産学官連携の自立化・高付加価値化につながる企業支援の達成に向け、効果的な「産学金官連携」を強化すること。なお、連携体制構築に際しては、センターが積極的な役割を果たすこと。	企業における市場動向を踏まえた製品化、事業化を支援するため、民間企業、大学、金融機関及び行政機関などからなる産学金官連携に際しては、センターも技術面におけるコーディネーター機能を向上させて積極的な役割を果たす。	企業における市場動向を踏まえた製品化、事業化を支援するため、民間企業、大学、金融機関及び行政機関などからなる産学金官連携に際しては、センターも技術面におけるコーディネーター機能を向上させて積極的な役割を果たす。							

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務実績評価に係る項目別評価「評価の視点」

中期目標	中期計画	年度計画(項目別評価単位)	評価の視点	項目番号	評価ウェイト	自己評価	自己評価(加重後)	委員会評価	委員会評価(加重後)
3 独自の業績評価システムの確立	3 独自の業績評価システムの確立 役員については成果主義に基づく給与体系を構築し、地方独立行政法人評価委員会による業績評価結果をその報酬(退職手当を含む。)に反映させる。なお、理事長報酬については知事評価を併せて反映させる。 職員については、その意欲向上と能力開発に繋がる、公正で透明性の高い「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター業績評価基準」を策定して個人業績評価を行い、その結果を処遇に反映させる。	3 独自の業績評価システムの確立 役員については成果主義に基づく給与体系を構築し、地方独立行政法人評価委員会による業績評価結果をその報酬(退職手当を含む。)に反映させる。なお、理事長報酬については知事評価を併せて反映させる。 職員については、その意欲向上と能力開発に繋がる、公正で透明性の高い「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター業績評価基準」を策定して個人業績評価を行い、その結果を処遇に反映させる。	【評価の視点】 ・給与体系の構築状況 ・「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター業績評価基準」の策定及び評価状況	23					
財務内容の改善に関する事項	財務内容の改善に関する事項	財務内容の改善に関する事項							
1 外部資金その他収入の確保	1 外部資金その他自己収入の確保 企業や大学等との連携により積極的に競争的資金等の外部資金獲得に努めるほか、試験機器・施設の開放や知的財産権の使用許諾等により、運営費交付金以外の収入の確保に努める。ただし、機器・施設利用料金の設定に当たっては、地方独立行政法人化以前と同様、導入機器の原価償却費、利用者の意見等を踏まえて、利用者に過大な負担とならないよう努める。 なお、知的財産権の実施に伴う実施料収入額に係るセンターと職員間における配分額については、職員の研究開発意欲の向上などの観点から、1:1とする。	1 外部資金その他自己収入の確保 産学官等との連携により、平成19年度中に1件以上の競争的資金等の外部資金の獲得に努めるほか、試験機器・施設の開放をより積極的に推進すること等により、運営費交付金以外の収入の確保に努める。ただし、機器・施設利用料金の設定に当たっては、地方独立行政法人化以前と同様、導入機器の原価償却費、利用者の意見等を踏まえて、利用者に過大な負担とならないよう努める。 なお、知的財産権の実施に伴う実施料収入額に係るセンターと職員間における配分額については、職員の研究開発意欲の向上などの観点から、1:1とする。	【評価の視点】 ・数値目標の達成状況 ・自己収入の確保状況	24					
2 経費の抑制	2 経費の抑制 管理業務をはじめとして、事務処理の簡素化を推進するとともに、業務の電子化、施設・スペース管理の適正化、外部委託の検討など、業務運営の効率化と経費削減を目的とした見直しを恒常的に実施する。こうした努力を通して、運営費交付金を充当して実施する業務に要する予算措置(臨時経費及び人件費を除く。)については、利用企業等に対するサービスを低下させることなく、中期計画期間中、毎年度少なくとも前年度比1%の経費削減を行う。 また、業務の電子化など事務処理の簡素化、施設・スペース管理の徹底、外部委託の導入など、業務効率化と経費削減を目的とした見直しを恒常的に実施すること。 なお、経費の抑制に当たっては、利用企業等へのサービスを低下させることのないよう努めること。	2 経費の抑制 管理業務をはじめとして、事務処理の簡素化を推進するとともに、業務の電子化、施設・スペース管理の適正化、外部委託の検討など、業務運営の効率化と経費削減を目的とした見直しを恒常的に実施する。 また、業務の電子化など事務処理の簡素化、施設・スペース管理の徹底、外部委託の導入など、業務効率化と経費削減を目的とした見直しを恒常的に実施すること。 なお、経費の抑制に当たっては、利用企業等へのサービスを低下させることのないよう努めること。	【評価の視点】 ・業務運営の効率化の状況 ・経費削減のための見直し状況	25					
3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	【評価の視点】 ・財務諸表の確認 ・計画との整合性	26					
その他業務運営に関する重要事項	その他業務運営に関する重要事項	その他業務運営に関する重要事項							
1 コンプライアンス体制の確立と徹底	1 コンプライアンス体制の確立と徹底	1 コンプライアンス体制の確立と徹底							
(1) 法令遵守	(1) 法令遵守 法令の遵守はもとより、センター職員は全体の奉仕者としての自覚に立ち、職務執行に対する中立性と公平性を常に確保し、県民から疑惑や不信を招くことのないよう努めること。また、法令遵守等に関して職員に対する研修を継続的に実施するとともに、確実な実施に向けた組織体制の整備を行うこと。	(1) 法令遵守 センター職員は、法令の遵守はもとより、地方公務員であることから、全体の奉仕者としての自覚に立ち、常に中立性と公平性に配慮して、県民から疑惑や不信を抱かれることのないようにする。 また、法令遵守等について職員に対する研修を計画的・継続的に実施するとともに、それを保証する組織体制を整備する。	【評価の視点】 ・法令遵守の状況 ・中立性、公平性に対する対応状況 ・職員研修計画の状況 ・組織体制整備の状況	27					
(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底	(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底 個人情報や企業からの相談内容、研究等の依頼内容など職務上知り得た秘密事項については、法令等の規定を遵守した情報管理を徹底するとともに、電子媒体等を通じた漏洩がないよう、鳥取県情報システム管理要綱に準じて確実な防止対策を講じる。 センターの事業内容や組織運営状況については、鳥取県情報公開条例等の関連法令に基づき、ホームページなどを通じて適切に情報を公開する。	(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底 企業からの技術相談や研究開発の依頼等を通じて職務上知り得た秘密事項については、法令等の規定を遵守した情報管理を徹底するとともに、電子媒体等を通じた漏洩がないよう、鳥取県情報システム管理要綱に準じて確実な防止対策を講じる。 センターの事業内容や組織運営状況については、鳥取県情報公開条例等の関連法令に基づき、ホームページなどを通じて適切に情報を公開する。	【評価の視点】 ・情報管理の状況 ・情報漏洩防止対策の状況	28					
(3) 労働安全衛生管理の徹底	(3) 労働安全衛生管理の徹底 職員が安全で快適な試験研究環境において業務に従事できるよう十分に配慮するとともに、センター安全衛生委員会を設置して職員の安全及び健康の確保のための対策を講ずる。さらに、労働安全衛生関連法令に基づいた安全管理体制を徹底するため、平成18年度に実施した労働安全衛生管理調査結果に基づき、中期計画期間中に労働安全衛生管理基準を満たした整備を行うとともに、安全衛生管理規程や防災マニュアル等により職員に対する安全教育を実施する。	(3) 労働安全衛生管理の徹底 職員が安全で快適な試験研究環境において業務に従事できるよう十分に配慮するとともに、センター安全衛生委員会を設置して職員の安全及び健康の確保のための対策を講ずる。さらに、労働安全衛生関連法令に基づいた安全管理体制を徹底するため、平成18年度に実施した労働安全衛生管理調査結果に基づき、平成19年度に労働安全衛生管理基準を満たした整備を行うとともに、安全衛生管理規程や防災マニュアル等により職員に対する安全教育を実施する。	【評価の視点】 ・労働安全衛生の状況 ・安全衛生委員会の活動状況 ・労働安全衛生管理基準を満たした整備の状況 ・安全教育の実施状況	29					
(4) 職員への社会貢献意識の徹底	(4) 職員への社会貢献意識の徹底 地域に活かされ、地域とともに歩む組織として、地域イベントや奉仕活動への参加など社会貢献に努めること。	(4) 職員への社会貢献意識の徹底 職員への社会貢献意識の醸成を図り、地域の奉仕活動などへの積極的な参加を促す。また、地域のイベント等と連携して県民向けにセンターを一般に公開するなどの取り組みを進める。	【評価の視点】 ・地域の活動等への参加状況 ・一般公開の状況	30					
2 環境負荷の低減と環境保全の促進	2 環境負荷の低減と環境保全の促進	2 環境負荷の低減と環境保全の促進							
(1) 省エネルギー及びリサイクルの促進	(1) 省エネルギー及びリサイクルの促進 業務運営に際しては、環境に配慮した運営に努めることとし、研究活動の実施、機器設備、物品の購入や更新等に際しては、省エネルギーやリサイクルの促進に努めること。また、廃棄物については、関連法令等に従い適切に処理するとともに、減量化に努めること。	(1) 省エネルギー及びリサイクルの促進 グリーンマーク商品やエコマーク商品の購入及び再生紙の利用など、省エネルギーやリサイクルの促進に努める。なお廃棄物の処理に当たっては、廃棄物処理法等関係法令に準じて適切に行う。	【評価の視点】 ・省エネルギー、リサイクルへの対応状況	31					
(2) 環境マネジメントの着実な実施	(2) 環境マネジメントの着実な実施 ISO14001規格を遵守するなど、業務運営に伴う環境負荷を低減するための環境マネジメントシステムを確立し、予め定めた環境目標の達成に向け、継続的な見直しを実施すること。	(2) 環境マネジメントの着実な実施 鳥取・米子施設では取得済みのISO14001規格を遵守した運営に努めるとともに、境港施設では中期計画期間中に新たにISO14001の取得を行う。また、環境負荷の低減に向けた環境マネジメントシステムを全施設で確立する。	【評価の視点】 ・ISO14001の遵守状況 ・環境マネジメントシステムの運用状況	32					
3 情報の共有化の徹底	3 情報の共有化の徹底 業務運営に際しては、鳥取・米子・境港3施設における情報の共有化を徹底し、センターのミッションに係る職員間の共通認識を高めるとともに、組織としての円滑かつ効率的な意思決定に努めること。	3 情報の共有化の徹底 業務運営に際しては、グループウェア、テレビ会議システム等を活用して、鳥取・米子・境港3施設における情報の共有化を徹底する。また、役員会・幹部会議等を定期的開催し、センターの方針や業務内容等に関して役員間の共通認識を高めるとともに、組織としての円滑かつ効率的な意思決定と業務推進に努める。	【評価の視点】 ・情報共有の状況 ・役員間の情報共有、組織的運営の状況	33					
その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項							
1 施設及び設備に関する計画	1 施設及び設備に関する計画 業務運営を適切かつ効率的に行うため、施設・設備の必要性及び老朽化等を考慮して、それらの整備・改修を計画的に実施する。	1 施設及び設備に関する計画 業務運営を適切かつ効率的に行うため、施設・設備の必要性及び老朽化等を考慮して、それらの整備・改修を計画的に実施する。	【評価の視点】 ・計画の策定状況 ・計画的実施状況	34					
2 出資・譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	2 出資・譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 業務運営の効率化を図るため、保有車両をリース車両に切り換えることとし、小型乗用車2台及び軽自動車2台を譲渡する。	2 出資・譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 業務運営の効率化を図るため、保有車両をリース車両に切り換えることとし、小型乗用車2台及び軽自動車2台を譲渡する。	【評価の視点】 ・計画の策定状況 ・計画的実施状況	35					
3 人事に関する計画	(1) 基本的な方針 企業ニーズに対応できる専門性の高い人材の確保に努め、人員・人件費の適切な管理、効果的かつ効率的な人員配置を行う。 (2) 人事に関する指標等 運営費交付金として交付される職員人件費相当額の効率的な運用を図る。また研究員の採用については、公正で透明性の高い公募システムにより行うとともに、任期付職員自身も含めた雇用形態の多様化を図る。さらに、センターの業務を適切に遂行できる人材を計画的に育成・確保するため、研究機関、大学、鳥取県等との交流を推進する。	(1) 基本的な方針 企業ニーズに対応できる専門性の高い人材の確保に努め、人員・人件費の適切な管理、効果的かつ効率的な人員配置を行う。 (2) 人事に関する指標等 運営費交付金として交付される職員人件費相当額の効率的な運用を図る。また研究員の採用については、公正で透明性の高い公募システムにより行うとともに、任期付職員自身も含めた雇用形態の多様化を図る。さらに、センターの業務を適切に遂行できる人材を計画的に育成・確保するため、研究機関、大学、鳥取県等との交流を推進する。	【評価の視点】 ・専門性の高い人材の確保状況 ・効果的な人事管理の状況	36					
			【評価の視点】 ・雇用形態の多様化の状況 ・研究機関、大学等との交流の状況	37					
			単純平均						
			加重後評価(合計)						

中期計画、年度計画における「財務内容の改善に関する事項」のうち「4 短期借入金の限度額」、「5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画」、「6 剰余金の使途」については項目別評価の対象外とする

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの 業績評価に対する利用者の意見の反映方法

「地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの各事業年度の業務実績評価（年度評価）方針及び方法」における評価の基本方針は以下のとおりであり、利用者の意見を反映する必要がある

法人の評価は、単に業務実績を検証・評価するにとどまらず、事業計画の立案、事業の実施、業務遂行上改善すべき事項の洗い出し、改善のための方策の検証・評価、改善の実施状況の検証・評価、**利用者の意見の反映**など、法人の業務実施体制の持続的改善を可能とするP D C A（plan-do-check-act）サイクルの推進機能を担うものとし、法人の業務実施体制の活性化を図ることにより県内産業へ貢献するものとする。

この利用者の意見の反映方法として以下の方法を提案します

【方針】

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務実績の評価にあたり、利用者の意見を徴収するにあたっては、極力利用者側の負担にならない方法を取るものとする。

【意見徴収方法】

（１）産業技術センターが実施するアンケートの活用

産業技術センターにおいて、センター利用者に対する一般的な企業ニーズアンケートのほか、各種事業実施時にアンケート調査を多数実施している。これらに記載された内容を活用することにより利用者の意見を反映できるものとする。

（２）評価委員によるヒアリングの実施

評価委員会からの求めに応じ、代表的なセンター利用企業の、直接の利用者から意見徴収を実施する。

- ・委員会への招集（別途旅費、謝金等の対応が必要）
- ・訪問調査（委員による訪問調査の実施）

全 体 評 価

委員氏名	
------	--

総合評価

5段階評価	10段階評価

総 評

（「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に対する評価）

（「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に対する評価）

（「その他業務運営に関する重要事項・県規則で定める業務運営」に対する評価）

（中小企業への技術支援に対する評価）

（法人の業務運営及び財務状況に対する評価）

（中期目標・中期計画の達成に向けた課題等）

平成19年度計画 数値目標に対する実績

項目 (単位)		電子・有機素材	機械素材	食品開発	小計	企画管理部	合計	備考(16~18平均・目標期間平均対比)
								4評価に係る件数等
技術相談 (回)	目標	2,610	2,090	1,700	6,400	0	6,400	6,283件 6,400件 (103.5%) 7,040件
	実績	2,523	1,328	1,832	5,683	216	5,899	
	達成率	96.7	63.5	107.8	88.8		92.2	
企業訪問 (社)	目標	150	170	180	500	0	500	408社 500社(122.5%) 4年間で延べ2,000社(製造業者 1千社) 550社
	実績	186	140	126	452	9	461	
	達成率	124.0	82.4	70.0	90.4		92.2	
機器利用 (時間)	目標	8,400	4,140	260	12,800	0	12,800	12,597時間 13,000時間(103.2%) 14,080時間
	実績	16,139	7,609	2,185	25,933	0	25,933	
	達成率	192.1	183.8	840.4	202.6		202.6	
企業への技術 移転や製品化 に繋がる成果 (件)	目標	1	0	1	2	0	2	2件 2.5件(125%) 3件
	実績	3	0	0	3	0	3	
	達成率	300.0		0.0	150.0		150.0	
技術講習会 (回)	目標	2	2	2	6	0	5	6件 5件(83.3%) 6件
	実績	3	3	0	6	0	6	
	達成率	150.0	150.0	0.0	100.0		120.0	
人材育成 (戦略的商品開発 を除く) (人)	目標	20	10	0	30	0	30	新規事業 33人
	実績	10	0	0	10	0	10	
	達成率	50.0	0.0		33.3		33.3	
人材育成 (戦略的商品開 発) (回)	目標	1	0	0	1	0	1	新規事業
	実績	0	0	0	0	0	0	
	達成率	0.0			0.0		0.0	
特許出願 (件)	目標	1	0	1	2	0	2	4件 2.25件(56.3%) 過去の状況、保有数、研究状況 を考慮 3件
	実績	0	0	1	1	0	1	
	達成率	0.0		100.0	50.0		50.0	
プレスリリース(件)	目標	6	6	6	18	0	18	17件 17.5件(102.9%) 20件
	実績	4	3	3	10	10	20	
	達成率	66.7	50.0	50.0	55.6		111.1	
競争的資金等 の外部資金の 獲得 (件)	目標	1	1	1	1	0	1	2件 2件(100%) 3件
	実績	2	1	2	4	0	4	
	達成率	200.0	100.0	200.0	400.0		400.0	
合計		117.9	90.0	171.0	117.1		125.1	

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター役員報酬基準

基本的考え方

有能な人材確保に向け、業務の困難性や同等な職務に対する社会一般での対価設定等を勘案。法人業績評価と個人評価を役員給与及び退職手当に反映。

役員給与

常勤役員(理事長、理事(常勤))

(1) 給与の区分

$$[\text{役員給与}] = \text{報酬} + \text{通勤手当}$$

(2) 給与の額

$$[\text{報酬支給額}] = \text{基本年俸額} + \text{業績給(業績評価を反映させたもの)} \\ (\text{6月、12月の2回支給})$$

業績給は評価委員会による法人業績評価結果、個人評価(理事長の場合は知事、理事の場合は理事長が評価)及び経歴等を反映。

報酬

		理事長	理事(常勤)
支給基準として対象とした職		県出納長 (13,032千円/年)	県次長(本庁) (約9,700千円程度/年)
支給額			
基本年俸額		10,860,000円	8,184,000円
業績給 (= 月例支給額 × 経歴係数() × 評価係数(0.8 × + 0.2 ×))			
支給幅	経歴係数が高い者	5,068,000円 ~ 1,448,000円	3,341,800円 ~ 954,800円
	経歴係数が低い者	2,534,000円 ~ 724,000円	2,387,000円 ~ 682,000円
報酬総額 (= 基本年俸額 + 業績給)			
支給幅	経歴係数が高い者	15,928,000円 ~ 12,308,000円	11,525,800円 ~ 9,138,800円
	経歴係数が低い者	13,394,000円 ~ 11,584,000円	10,571,000円 ~ 8,866,000円

- 1 実際の支給額は、県の給与カット率を準用して算定する支給額。
- 2 以下凡例。

月例支給額：基本年俸額を12月で割り戻した額
 ： 役員の経歴等により知事(又は理事長)が別に定める係数
 ： センター業績評価係数(評価委員会の評価)
 ： 役員勤務成績評価係数(知事又は理事長の評価)

通勤手当

県一般職給与条例の適用を受ける職員の例による。

役員給与

非常勤役員(理事(非常勤、監事))

(1) 給与の区分

[役員給与] = 報酬(月額制)

(2) 給与(報酬)の額

	理事(非常勤)	監事
支給基準として設定した職	県執行機関委員 (月額167,000円)	県執行機関委員 (月額167,000円)
支給額	167,000円/月	27,800円/日

実際の支給額は、県の給与カット率を準用して算定する支給額。

退職手当

退職手当支給額は、県退職手当条例の規定に基づく算定額に、評価委員会による法人業績評価結果及び個人評価(理事長の場合は知事、理事の場合は理事長が評価)を反映(±10%)。非常勤役員には支給しない。

地方独立行政法人法の規定に基づく解任の際、退職手当を支給しない。

	理事長	理事(常勤)
支給基準	県退職手当条例(第5条適用)を準用して支給。	
支給額 (= 退職手当基本額 × 評価係数(0.8 × + 0.2 ×))		
退職手当基本額	7,830,000円	6,292,800円
支給幅(評価結果を反映後)	8,613,000円 ~ 7,047,000円	6,922,080円 ~ 5,663,520円

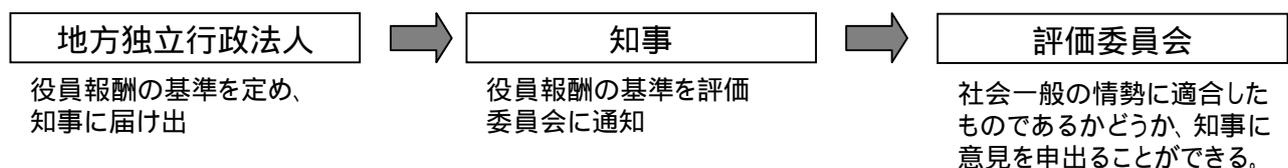
- 1 上記の支給額は一任期(4年間)で退職する場合の支給額。
- 2 以下凡例。

退職手当基本額 : 県退職手当条例(第5条適用)に基づき算定した額

: センター業績評価係数(評価委員会の評価)

: 役員勤務成績評価係数(知事又は理事長の評価)

参考(役員報酬決定までの流れ(地方独立行政法人法48条・49条))



[参考]他独立行政法人の理事長報酬支給例

[参考1]他地方独立行政法人(工業系試験研究機関)の状況

	概ねの年収額 (通勤手当を除く)	業績評価の反映
岩手県工業技術センター	11,1800千円程度	なし
東京都立産業技術研究センター	17,900千円程度 ~12,400千円程度	年俸を10%増減

[参考2]国の独立行政法人(試験研究機関)の状況

	概ねの年収額 (通勤手当を除く)	業績評価の反映
産業技術総合研究所	26,600千円程度 ~21,800千円程度	業績給を支給
製品評価技術基盤機構	19,900千円程度 ~18,000千円程度	業績給を支給
経済産業研究所	23,300千円程度 ~19,500千円程度	業績給を支給
国際農林水産業研究センター	17,500千円程度 ~14,400千円程度	年俸、期末手当を10%増減
農業・食品産業技術総合研究機構	20,300千円程度 ~16,600千円程度	年俸、期末手当を10%増減

上記は各法人HP掲載の報酬支給規程より確認したものであり、概ねの額。

関係法令

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）（抄）

（地方独立行政法人評価委員会）

第11条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

（1）地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。

（2）その他この法律又は条例によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

（業務方法書）

第22条 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。

3 設立団体の長は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 地方独立行政法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

（中期目標）

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）

（2）住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

（3）業務運営の改善及び効率化に関する事項

（4）財務内容の改善に関する事項

（5）その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(中期計画)

第 26 条 地方独立行政法人は、前条第 1 項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画 (以下「中期計画」という。) を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(2) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

(4) 短期借入金の限度額

(5) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

(6) 剰余金の使途

(7) その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 設立団体の長は、第 1 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 設立団体の長は、第 1 項の認可をした中期計画が前条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 地方独立行政法人は、第 1 項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第 28 条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第 1 項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項 (同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容) を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第 30 条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 第28条第3項から第5項までの規定は、第1項の評価について準用する。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第31条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(財務諸表等)

第34条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見(次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。第4項及び第99条第8号において同じ。)を付けなければならない。

3 設立団体の長は、第1項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 地方独立行政法人は、第1項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第2項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(利益及び損失の処理等)

第40条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第1項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第26条第2項第6号の剰余金の用途に充てることができる。

4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第1項又は第2項の規定による整理を行った後、第1項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。

5 設立団体の長は、前2項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

6 地方独立行政法人は、第4項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。

7 前3項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

(借入金等)

第41条 地方独立行政法人は、認可中期計画の第26条第2項第4号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして設立団体の長の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、設立団体の長の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、1年以内に償還しなければならない。

4 設立団体の長は、第1項ただし書又は第2項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行をすることができない。ただし、設立団体からの長期借入金については、この限りでない。

(財産の処分等の制限)

第44条 地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(役員の報酬等)

第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業者の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第49条 設立団体の長は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

鳥取県地方独立行政法人法施行条例（平成18年鳥取県条例第61号）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 法第11条第1項に規定する地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1） 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
- （2） その他法によりその権限に属させられた事項を処理すること。

（委員会の組織）

第3条 委員会は、地方独立行政法人を所管する知事の事務部局（以下「所管部局」という。）において、地方独立行政法人ごとに設置する。

- 2 委員会は、委員5人以内で組織する。
- 3 委員は、地方独立行政法人の運営に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（臨時委員）

第5条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、在任委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、在任委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密保持義務)

第7条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、所管部局の機関において処理する。

(委任)

第9条 第2条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(重要な財産)

第10条 法第44条第1項の条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあっては、その適正な見積価額）が7,000万円以上の不動産（土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。